

東北芸術工科大学学則

第1章 総則

第1節 目的等

[目的]

第1条 本学は、教育基本法に則り、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く芸術学、デザイン工学に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させて、「術」と「学」の一体化による「もの」を形作ることを喜びとする人材を育成し、学術文化の向上及び産業の振興に貢献することを目的とする。

[自己点検等]

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行う。これについては別に定める。

[学部の目的]

第1条の3 本学学部の教育研究上の目的は、次の通りとする。

- 1 芸術学部は、確かな造形哲学とそこから生まれる表現や文化的創造の時代や社会への関わりを観察する力、また個人の感性を育て、その観察力と感性によって他者との新たな接点を開拓し、芸術的創造によって社会に貢献できる人材の育成を目的とする。
- 2 デザイン工学部は、現代の人々の生活環境のあるべき姿を芸術の感性と工学の理性を融合する創造的思考によって考究し形作る人間の育成を教育の基本目的とし、創造的活動を通して社会に貢献する人材の育成を目的とする。

第2節 組織

[学部及び学生定員]

第2条 本学において設置する学部及び学科並びにその学生定員は、次の通りとする。

芸術学部

文化財保存修復学科 入学定員 26 人 総定員 104 人

歴史遺産学科 入学定員 32 人 総定員 128 人

美術科 入学定員 124 人 総定員 496 人

工芸デザイン学科 入学定員 45 人 総定員 180 人

文芸学科 入学定員 42 人 総定員 168 人

デザイン工学部

プロダクトデザイン学科 入学定員 62 人 総定員 248 人

建築・環境デザイン学科 入学定員 52 人 総定員 208 人

グラフィックデザイン学科 入学定員 68 人 総定員 272 人

映像学科 入学定員 62 人 総定員 248 人

企画構想学科 入学定員 50 人 総定員 200 人

コミュニティデザイン学科 入学定員 30 人 総定員 120 人

[大学院]

第3条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は別に定める。

[図書館]

第4条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は別に定める。

第3節 教職員組織

[教職員組織]

第5条 本学に、学長、学部長、図書館長、事務局長その他必要な教職員を置くことができる。

第4節 教授会

[教授会]

第6条 本学に、重要な事項を審議するため教授会を置く。

[教授会の構成]

第7条 教授会は、学長、教授、准教授、専任講師、助教その他学長が必要と認める者をもって組織する。

[教授会の招集等]

第8条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。ただし、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

2 学長は、教授会の構成員の3分の1以上から付議すべき事項を示し要求があった場合には、要求のあった日から10日以内に教授会を招集しなければならない。

[教授会の開催]

第9条 教授会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

[審議事項]

第10条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ意見を述べるができる。

[運営細則への委任]

第11条 その他教授会の運営に関し、必要とする事項については別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

[学年]

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

[授業期間]

第13条 学年中の授業期間は、35週にわたることを原則とする。

[学期]

第14条 学年は前期及び後期に分けて、各学期の期間は学年暦で別に定める。

[休業日]

第15条 休業日は、次の通りとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 春季、夏季、及び冬季の休業期間は学年暦で別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

[修業年限]

第16条 本学の修業年限は、4年とする。

[在学年限]

第17条 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、第25条第1項の規定により入学した者は、同条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

2 留学期間は、在学期間に算入する。

第2節 入学、再入学、編入学、転入学

[入学の時期]

第18条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、編入学、転入学及び再入学の場合は、10月とすることがある。

[入学資格]

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧課程による大学入学資格検定に合格したものを含む）
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

[入学志願の手続]

第20条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類等に所定の入学検定料を添えて、本学が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

[入学志願者の選考]

第21条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

[入学手続及び入学許可]

第22条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、本学の指定する期日までに、誓約書、身元保証書の提出その他所定の手続きを行わなければならない。

2 学長は、前項の入学の手続きを完了した者に入学を許可する。

[保証人]

第23条 前条に規定する身元保証書の保証人は、入学を許可された者に関し一切の責任を負うことのできる保護者でなければならない。

2 保証人を変更したとき、又は保証人が転居したときは直ちに届出なければならない。

[再入学]

第24条 学則第45条の規定により本学を退学した者又は第46条の規定(第1号を除く)による除籍者が再入学を希望するときは、選考のうえ入学を許可することがある。

2 前項の規定による入学は、退学又は除籍時の所属学科等への入学のみとする。

3 再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数及び学年については、教授会の議を経て学長が決定する。なお、在学すべき年数は、退学又は除籍前の在学年数を算入して、学則第17条で規定する8年を超えることはできない。

4 再入学の場合の入学検定料及びその他必要な手続きは、別に定める。

[編入学、転入学]

第25条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学又は転入学を希望するものがあるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ入学を許可することがある。

- (1) 学士の称号を有する者
- (2) 他の大学に在学中の者又は在学したことのある者
- (3) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は教員養成学部2年制課程を修了した者

(4) 修業年限が2年以上かつその他文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者。

(5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令11号）第92条の3に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

3 編入学、転入学の場合の入学検定料及びその他の必要な手続きは、別に定める。

第3節 教育課程及び履修方法

[授業科目]

第26条 開設する授業科目及びその単位数は別表1の通りとする（別表第1省略）。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用により行うものとする。

3 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第2項の授業の一部を、本学の教室等以外の場所で行うことができる。

5 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、必要と認められる場合は、この期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

6 前5項に定めるもののほか、授業の方法に関し必要な事項は、別に定める。

[教育職員免許取得及び学芸員資格取得のために必要な授業科目]

第27条 前条に定めるもののほか、教育職員免許及び学芸員資格並びに社会教育主事資格の取得のために必要な授業科目、単位数及び履修方法は、別表第2及び第2の2並びに第2の3の通りとする。

[履修の方法]

第28条 本学において開設する授業科目の履修の方法については、本学則に定めるもののほか、別に定める。

[履修の上限]

第29条 学生が各学年にわたり適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が履修すべき単位数について、1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

2 履修登録単位数の上限については、別に定める。

[履修すべき科目の登録]

第30条 学生は、毎学年の各期の当初に、当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を取得することはできない。

[単位取得の認定]

第31条 授業科目を履修した者に対しては、試験の上単位を与えるものとする。

[入学前の既修得単位の認定]

第32条 学生の入学前の次の各号の学修について教育上有益と認めるときは、本学の授業科目の履修において修得した単位として認定することができる。

(1) 大学又は短期大学における学修

(2) 高等専門学校の専攻科における学修

(3) 文部科学大臣が別に定める学修

(4) 外国の大学又は短期大学における学修

2 前項において認定の対象となる授業科目は、前項各号で修得したすべての授業科目とする。

3 前2項により認定することができる単位数は、編入学及び転入学等の場合を除き合わせて60単位を超えないものとする。

[他大学における単位修得認定]

第 33 条 本学との協定による他の大学又は短期大学において、特定の授業科目を履修しようとする者は、許可を得なければならない。

2 前項の規定により修得した単位は、60 単位を超えない範囲で本学の単位として認定することができる。

3 前 2 項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

4 学生が休学期間中に第 2 項の規定により修得した単位を、本学の単位として認定することができる。

[試験の時期]

第 34 条 試験の時期は、学年末又は学期末とする。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

[学習の評価]

第 35 条 試験等の評価は、A、B、C、D、F をもって表示し、D 以上を合格とする。合否判定科目については、P または F をもって表示し、P を合格とする。

2 成績評価の判定基準等については、別に定める。

[単位の計算方法]

第 36 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までに範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習又は実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、それぞれ 6 及び 8 単位とする。

[卒業に必要な単位]

第 37 条 各学科の卒業に必要な単位は、124 単位とする。

[教育職員の免許状]

第 38 条 教育職員の免許状を受けようとする者は、教育職員免許取得のために必要な単位を修得しなければならない。

2 教育職員の免許状を受けようとする者の学部及び学科は、別表第 2 の 4 の通りとする（別表第 2 省略）。

[学芸員の資格]

第 39 条 学芸員の資格を取得しようとする者は、学芸員資格取得のために必要な単位を修得しなければならない。

2 学芸員の資格を取得しようとする者の学部及び学科は、別表第 2 の 5 の通りとする（別表第 2 省略）。

[社会教育主事の資格]

第 40 条 社会教育主事の資格を取得しようとする者は、社会教育主事資格取得のために必要な単位を修得しなければならない。

2 社会教育主事の資格を修得しようとする者の学部及び学科は、別表 2 の 6 の通りとする。

第 4 節 休学、転学、留学、退学及び除籍

[休学]

第 41 条 疾病その他やむを得ない事情により修学することのできない者は、保証人連署のうえ、学長に休学を願い出、その許可を得なければならない。

2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 学長は、第 1 項の規定にかかわらず、修学が不相当と認められる者に対し、休学を命ずることができる。

4 1 回の休学期間は、6 か月間又は 1 年間とし、開始時期は、前期または後期の始めとする。ただし、原則として入学後最初の学期は休学することができない。

5 休学の期間は 1 年を超えることはできない。ただし、特別の理由があると認められた者にとっては引き続きさらに 1 年まで延長することができる。

6 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

7 休学の期間は在学年数に通算しない。

〔復学〕

第 42 条 休学期間満了のとき又は休学期間であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 学期内の復学の期間は、在学年数に通算しない。

3 修業年限を超過して在籍している学生が、休学期間中に本学との協定による他の大学又は短期大学において修得した単位を、本学の単位として認定され卒業要件を満たした場合は、単位認定時の月末をもって休学事由が消滅したものとみなす。

〔転学〕

第 43 条 他の大学に転学を希望する者は、保証人の署名捺印のうえ、学長に願い出、その許可を得なければならない。

〔留学〕

第 44 条 本学との協定又は教授会の認定による外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、学長に願い出、その許可を得なければならない。

〔退学〕

第 45 条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人の署名捺印のうえ、学長に願い出、その許可を得なければならない。

2 学長は、所定の成績評価を得られない者又は著しく学業を怠り成業の見込みがないと認められる者に対し、退学を勧告することができる。

〔除籍〕

第 46 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第 17 条に規定する在学年数を超えた者
- (2) 病気その他の理由で成業の見込みがない者
- (3) 催告を受けたにもかかわらず授業料を納入しない者
- (4) 正当な理由なく履修登録をしない者

第 5 節 卒業及び学位授与

〔卒業〕

第 47 条 本学に 4 年（第 25 条第 1 項により入学した者については、同条第 2 項により定められた在学すべき年数）以上在学し、第 37 条に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 第 1 項の規定による卒業に必要な単位数のうち、第 26 条の第 3 項および第 4 項に規定する授業の方法により修得した単位数は、60 単位を超えないものとする。

〔学位授与〕

第 48 条 本学は、卒業した者に学士の学位を授与する。

2 本学において授与する学位の名称は次のとおりとする。

学部	学位
芸術学部	学士（芸術）
デザイン工学部	学士（デザイン工学）

第 6 節 賞罰

〔表彰〕

第 49 条 学生として表彰すべき行為があったときは、学長は、教授会の議を経てその者を表彰する。

〔罰則〕

第 50 条 本学の学則に違反し、又は本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は教授会の議を経てその者を懲戒する。

2 前項の懲戒は退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由なくして出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第7節 福利厚生施設

[福利厚生施設]

第51条 本学に、福利厚生のための施設を置くことができる。

2 前項の施設に関し必要な事項は別に定める。

第8節 研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

[研究生]

第52条 本学に研究生を置くことができる。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

[科目等履修生]

第53条 本学において開設する授業科目のうち、1科目または数科目を選んで受講を希望するものがあるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生で当該科目の試験に合格した者には単位が与えられ、希望者には当該科目の科目修得証明書を交付する。

3 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

[聴講生]

第54条 本学において開設する授業科目のうち、1科目または数科目を選んで聴講を希望するものがあるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考のうえ聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生について必要な事項は、別に定める。

[外国人留学生]

第55条 外国人で本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第9節 入学検定料、入学金、授業料

[入学検定料、入学金、授業料]

第56条 入学検定料、入学金及び授業料の額は、別表第3の通りとする（別表第3省略）。

2 本学において対象と認めた者について、検定料の一部を減免することができる。

3 入学金は、第22条第1項に規定する合格通知に際し指定する期日までに納付しなければならない。

4 授業料は、毎年これを前期、後期の2回に分けて次の期間に納入しなければならない。

前期	4月1日から4月20日まで
後期	9月1日から9月20日まで

[入学金又は授業料の免除、徴収の猶予又は分納]

第57条 本学において特別の事情があると認めた者については、入学金又は授業料の全部又は一部を免除し、徴収を猶予し、又は分納を許可することがある。

[退学時等の場合の授業料]

第58条 退学した者、転学した者又は除籍された者は、当該期の授業料を全額納入しなければならない。

2 協定大学への留学又は停学の場合は、その期間中の授業料は納付しなければならない。

[休学の場合の授業料の取扱い]

第59条 休学した者の休学期間中の授業料は全額免除する。但し、当該休学期間中は、本来納入すべき授業料の1/5を在籍料として

納入しなければならない。

[入学検定料、入学金及び授業料の不還付]

第60条 既納の入学検定料、入学金及び授業料は、前条に定める場合を除き、還付しない。

第10節 公開講座

[公開講座の開設]

第61条 本学において必要があると認められるときは、公開講座を設けることがある。

2 公開講座に関し必要事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年10月13日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成7年9月28日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

2 改正後の別表第3の規定にかかわらず、平成7年度以前の入学者にかかる授業料は、次の表の通りとする（別表省略）。

附 則

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

2 平成4年4月1日の入学者のうち、卒業研究又は卒業制作の授業科目を平成7年度に履修した者については、改正後の学則の第25条、第34条及び第35条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成4年4月1日の入学者のうち第2項以外の者及び平成5年4月1日から平成7年4月1日までの入学者（以下、「平成7年度以前の入学者」という。）が、平成8年3月31日まで修得した単位は、別に定めるところにより改正後の学則において修得した単位とする。

4 平成7年度以前の入学者については、改正後の学則の第25条、第34条及び第35条の規定にかかわらず、第25条の履修方法及び第35条については第1表に、第25条の単位数及び第34条については従前の例によるものとする。

5 平成4年4月1日から平成7年4月1日までの入学者（以下、「平成7年度以前の全入学者」という。）が教育職員免許状取得及び学芸員資格取得のために平成8年3月31日までに修得した単位（以下、「平成7年度以前の教職等単位」という。）は、改正後の学則において修得した単位とし、授業科目名、単位数及び科目区分は平成7年度以前の教職等単位と同じものとする。また、平成7年度以前の全入学者の単位数及び履修方法については、改正後の学則の第26条の規定にかかわらず、従前の例による。

6 平成7年度以前の全入学者の経過措置については、この附則に定めるもののほか、学長が別に定める。

附 則

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

(別表第1の経過措置)

2 この学則による改正後の別表第1は、平成9年4月1日以降の入学生から適用し、平成8年4月1日以前の入学生については従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この学則による改正後の別表第1芸術学科授業科目の博物館資料論、博物館概論及び博物館学各論並びに教養科目については、平成8年4月1日以前の入学生にも適用する。ただし、博物館概論は博物館学Ⅰの、博物館学各論は博物館学Ⅱの単位を修得した者については、この限りではない。

(別表第2の2の経過措置)

4 この学則の施行の日前に、改正前の別表第2学芸員資格取得のために必要な授業科目、単位数及び履修方法の博物館に関する科目

の項に掲げる科目（以下「旧科目」という。）の単位の全部を修得した者は、改正後の別表第2の2博物館に関する科目の項に掲げる科目（以下「新科目」という。）の単位の全部を修得したものとみなす。

5 この学則の施行の日前に、次の表の左欄に掲げる旧科目を修得した者は、右欄に掲げる新科目を修得したものとみなす（別表省略）。

6 この学則の施行の日前に、この学則による改正前の別表第2学芸員資格取得のために必要な授業科目、単位数及び履修方法において修得した油彩画修復概論の単位は、改正後の別表第2の2において修得した関連科目の単位とみなす。

（平成4年4月入学者の履修方法の経過措置）

7 平成4年4月1日入学者のうち、卒業研究又は卒業制作の授業科目を平成7年度に履修した者については、改正後の学則の第25条、第34条及び第35条の規定にかかわらず、第25条の履修方法及び第35条については第1表により、第25条の単位及び第34条については従前の例によるものとする。

附 則

1 この学則は、平成9年9月30日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

2 改正後の別表第3の規定にかかわらず、平成9年度以前の入学者ににかかる授業料は、次の表の通りとする（別表省略）。

附 則

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

2 平成7年度以前の芸術学科の入学者については、改正後の学則の別表第1の規定にかかわらず、従前の例による。

3 平成8年4月1日から平成10年4月1日までの芸術学科の入学者が、平成10年3月31日までに修得した単位は、別に定めるところにより改正後の学則において修得した単位とする。

4 平成10年度以前の全入学者の経過措置については、この附則に定めるもののほか、学長が別に定める。

附 則

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

2 学則第26条別表第2に定める教育職員免許取得のための履修方法等は、平成11年4月1日からの入学者に適用することとし、適用日前の入学者に対しては従前の規定によることとする。

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成11年度以前の全入学者の経過措置については、学長が別に定める。

附 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。但し、平成12年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、改正前の学則（以下「旧学則」という。）別表に規定する授業科目の内容が改正後の学則（以下「新学則」という。）別表に規定する授業科目の内容と同一のとき、又はそれに代わるものと認められるとき、その他相当の理由があると認められるときは、新学則別表に規定する授業科目の履修により、旧学則別表に規定する授業科目の履修とみなす。この場合における授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附 則

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。但し、平成13年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、改正前の学則（以下「旧学則」という。）別表に規定する授業科目の内容が改正後の学則（以下「新学則」という。）別表に規定する授業科目の内容と同一のとき、又はそれに代わるものと認められるとき、その他相当の理由があると認められるときは、新学則別表に規定する授業科目の履修により、旧学則別表に規定する授業科目の履修とみなす。この場合における授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附 則

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。但し、平成14年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、改正前の学則（以下「旧学則」という。）別表に規定する授業科目の内容が改正後の学則（以下「新

学則」という。)別表に規定する授業科目の内容と同一のとき、又はそれに代わるものと認められるとき、その他相当の理由があると認められるときは、新学則別表に規定する授業科目の履修により、旧学則別表に規定する授業科目の履修とみなす。この場合における授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。但し、平成15年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正前の学則(以下「旧学則」という。)別表に規定する授業科目の内容が改正後の学則(以下「新学則」という。)別表に規定する授業科目の内容と同一のとき、又はそれに代わるものと認められるとき、その他相当の理由があると認められるときは、新学則別表に規定する授業科目の履修により、旧学則別表に規定する授業科目の履修とみなす。この場合における授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。但し、平成16年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正前の学則(以下「旧学則」という。)別表に規定する授業科目の内容が改正後の学則(以下「新学則」という。)別表に規定する授業科目の内容と同一のとき、又はそれに代わるものと認められるとき、その他相当の理由があると認められるときは、新学則別表に規定する授業科目の履修により、旧学則別表に規定する授業科目の履修とみなす。この場合における授業科目の履修方法については、学長が別に定める。
- 3 改正後の別表第3の規定にかかわらず、平成16年度以前の入学者にかかる授業料は、次の表の通りとする(別表省略)。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。但し、平成17年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。
- 2 この学則施行の際、デザイン工学部生産デザイン学科及び環境デザイン学科は、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、改正前の学則(以下「旧学則」という。)別表に規定する授業科目の内容が改正後の学則(以下「新学則」という。)別表に規定する授業科目の内容と同一のとき、又はそれに代わるものと認められるとき、その他相当の理由があると認められるときは、新学則別表に規定する授業科目の履修により、旧学則別表に規定する授業科目の履修とみなす。この場合における授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。但し、平成20年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。
- 2 この学則施行の際、デザイン工学部情報デザイン学科及びメディア・コンテンツデザイン学科は、平成21年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、改正前の学則(以下「旧学則」という。)別表に規定する授業科目の内容が改正後の学則(以下「新学則」という。)別表に規定する授業科目の内容と同一のとき、又はそれに代わるものと認められるとき、その他相当の理由があると認められるときは、新学則別表に規定する授業科目の履修により、旧学則別表に規定する授業科目の履修とみなす。この場合における授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。但し、第25条、第34条、及び第35条に関しては、平成20年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。

附 則

平成22年6月23日から施行する。第54条別表第3に関しては、平成22年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。第54条別表3に関しては、平成24年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。第54条別表3に関しては、平成25年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。第54条別表3に関しては、平成27年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この学則は、令和2年1月1日から施行する。

附則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この学則は、令和4年4月20日から施行する。

附則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表1(案)(第26条関係)

芸術学部工芸デザイン学科

科目区分	科目区分	授業科目	配当年次	単位数			授業形態			備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
専門科目	専門選択必修科目／専門必修科目	<u>工芸デザイン入門</u>	1前	2			○			専門科目から80単位取得
		プロダクトデザイン入門	1前	2			○			
		<u>工芸デザイン論</u>	1前	2			○			
		インテリアデザイン論1	1前	2			○			
		<u>近現代美術史</u>	1後	2			○			
		<u>伝達方法論</u>	2後	2			○			
		応用人間工学	2後	2			○			
		<u>造形基礎演習</u>	1前	4				○		
		<u>表現基礎演習</u>	1前	4				○		
		<u>工芸素材基礎演習1</u>	1前	4				○		
		工芸素材基礎演習2	1後	4				○		
		デザインコンピュータ演習1	1後	4				○		
		工芸素材基礎演習3	2前	4				○		
		工芸素材基礎演習4	2前	4				○		
		デザインコンピュータ演習2	2前	4				○		
		<u>工芸デザイン基礎演習1</u>	2後	4				○		
		<u>工芸デザイン基礎演習2</u>	2後	4				○		
		<u>ポートフォリオ実習</u>	3前	4					○	
		工芸デザイン応用演習1	3前	4				○		
		工芸デザイン応用演習2	3前	4				○		
工芸デザイン実習1	3後	2					○			
工芸デザイン実習2	3後	2					○			
工芸デザイン研究制作	4前	2					○			
卒業制作	4後	8					○			
専門選択科目		<u>東北工芸・産業論</u>	2後		2		○			※
		<u>プロフェッショナルスキル1</u>	2前		2				○	
		<u>プロフェッショナルスキル2</u>	2後		2				○	
		東北工芸実践	3後		2				○	

科目区分	科目区分	授業科目	配当年次	単位数			授業形態			備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習		
全学共通科目	基礎科目群	芸術平和学	1前	2			○			全学共通科目から35単位以上取得	
	自然・社会と芸術	美術史	1・2・3・4前・後		<u>2</u>			○			
		デザイン史	1・2・3・4前・後		<u>2</u>			○			
		色彩学	1・2・3・4前・後		2			○			
		芸術と心理	1・2・3・4前・後		2			○			
		社会と政治	1・2・3・4前		2			○			
		倫理と哲学	1・2・3・4前・後		2			○			
		グローバル社会論	1・2・3・4前・後		2			○			
		知的所有権	1・2・3・4前・後		2			○			
		日本国憲法	1・2・3・4前		<u>2</u>			○			
		地球環境論	1・2・3・4前		2			○			
		生物と自然	1・2・3・4前・後		2			○			
		環境と心理	1・2・3・4前・後		2			○			
		健康科学論	1・2・3・4前・後		<u>2</u>			○			
		生活の中の経済学	1・2・3・4前		2			○			
		アート・デザインのための数理	1・2・3・4後		2			○			
実践統計学	1・2・3・4前		2			○					
科学技術と未来	1・2・3・4前・後		2			○					
地域社会と環境	2・3・4前		2			○					
基礎科目群	東北文化論	1・2・3・4後		2			○				
	文化遺産マネジメント論	1・2・3・4後		2			○				
	まちづくり論	1・2・3・4後		2			○				
	サステイナブルコミュニティ	2・3・4前		2			○				
	クリエイティブ経済論	2・3・4後		2			○				
	地域ブランド論	2・3・4前・後		2			○				
	地域ツーリズム論	2・3・4前・後		2			○				
都市空間デザイン	2・3・4後		2			○					
リテラシー科目群	日本語表現 (初級)	1前・後		2				○			
	日本語表現 (中級)	1前・後		2				○			
	初級英語	1・2・3・4前・後		<u>2</u>				○			
	中級英語	1・2・3・4前・後		<u>2</u>				○			
	上級英語	1・2・3・4前・後		<u>2</u>				○			
	日本語1	1前		2				○			
	日本語2	1後		2				○			
	実践英語 (TOEIC)	1・2・3・4前・後		1				○			
	実践英語 (English Academic Skill)	1・2・3・4前		1				○			
	実践英語 (Speaking/Writing)	1・2・3・4後		1				○			
	実践英語 (Listening/Reading)	1・2・3・4後		1				○			
外国語特別講座	2・3・4前・後		2			○					
体育運動学演習	1・2・3・4前・後		<u>1</u>					○			
デッサン入門	1・2・3後		1					○			
リテラシー科目群	想像力基礎ゼミナール	1前・後		2				○			
	コンピュータ基礎演習	1前・後		<u>2</u>				○			
	デジタル表現演習	1・2・3後		1				○			
	デザイン思考	2・3・4前・後		1				○			
	情報リテラシー	2・3・4前・後		1				○			
	セルフプロデュース演習	2・3・4前・後		1				○			
	地域プロジェクト演習A	2・3・4前・後		1				○			
	地域プロジェクト演習C	3・4		1				○			
	クリエイターのための経営学	2・3・4前・後		2			○				
実践PCスキル	2・3・4後		1				○				
リテラシー科目群	キャリア形成論	2前・後		2			○				
	仕事講座A	2・3・4前・後		1			○				
	仕事講座B	2・3・4後		1			○				
	公務員講座	2・3・4前		1			○				
	キャリア設計論1	3・4後		1			○				
	キャリア設計論2	3・4後		1			○				
	自己表現講座	3・4後		1			○				

科目区分	科目区分	授業科目	配当年次	単位数			授業形態			備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
全学共通専門科目	文化財保存分野	文化財保護法	1・2・3・4後		2		○			専門選択科目(※)及び全学共通専門科目から9単位以上
		文化財保存修復入門	1・2・3・4前		2		○			
		保存科学概論	1・2・3・4後		2		○			
		古典彫刻論	1・2・3・4後		2		○			
	歴史遺産分野	歴史遺産学総論	1・2・3・4前		2		○			
		日本史概論	1・2・3・4前		2		○			
		東洋史概論	1・2・3・4前		2		○			
		考古学概論	1・2・3・4前		2		○			
		民俗・人類学概論	1・2・3・4後		2		○			
		地理学概論	1・2・3・4後		2		○			
		世界遺産総論	1・2・3・4後		2		○			
		社会文化環境論	1・2・3・4前		2		○			
	美術分野	アジア文化論	1・2・3・4前・後		2		○			
		日本美術史	1・2・3・4前		2		○			
		西洋美術史	*		2		○			
		東洋美術史	2・3・4後		2		○			
		現代美術史	2・3・4前		<u>2</u>		○			
		美学	2・3・4前		2		○			
		版画史	1・2・3・4後		2		○			
	先端的コンテンツとアートシーン	2・3・4後		2		○				
文芸分野	文芸論3	1・2・3・4後		2		○				
	文芸論5	2・3・4後		2		○				
	文芸論6	2・3・4前		2		○				
	ゲームデザイン構築	3・4後		2		○				
	アニメーション史	1・2・3・4後		2		○				
	コンテンツ文化史	1・2・3・4前・後		2		○				
野デザロイダインク分ト	インタフェースデザイン論	1・2・3・4後		2		○				
建ザイ・環分野	西洋建築史	1・2・3・4前		2		○				
	風土形成論	1・2・3・4前		2		○				
	日本建築史	2・3・4後		2		○				
	風景の計画	2・3・4後		2		○				
	インテリア設計論	2・3・4前		2		○				
建築と歴史と自然	2・3・4前		2		○					
デザイフイツク分野	生活とグラフィックデザイン	1・2・3・4前		2		○				
	コミュニケーションデザイン	2・3・4後		2		○				
	文字とグラフィックデザイン	3・4前		2		○				
	メディア表現とグラフィックデザイン	3・4後		2		○				
	世界のクリエイティブ100年史	3・4前		2		○				
映像分野	映像文化史	1・2・3・4前		2		○				
	メディア文化史	1・2・3・4後		2		○				
	映像プランニング概論	2・3・4前		2		○				
	映像コミュニケーション概論	2・3・4後		2		○				
企画構想分野	広告ビジネス入門	1・2・3・4後		2		○				
	インターネットビジネス入門	1・2・3・4前		2		○				
	コピーライティング入門	2・3・4後		2		○				
	データデザイン入門	2・3・4後		2		○				
	ブランド・マーケティング入門	2・3・4前		2		○				
	ベンチャービジネス入門	2・3・4前		2		○				
教職課程分野	障害者・高齢者の心理と福祉	1・2・3・4前		<u>2</u>		○				
	教育学研究4(子供の学びと遊び)	1・2・3・4前		<u>2</u>		○				
	教育学研究1(子供の心理)	2・3・4後		<u>2</u>		○				
	教育学研究2(障害者の病理・心理・教育)	2・3・4後		<u>2</u>		○				
	教育学研究3(児童問題)	2・3・4後		<u>2</u>		○				
教育学研究5(環境教育)	2・3・4後		<u>2</u>		○					

東北芸術工科大学学則

別表2案（教員免許状取得に必要な教職のための科目）

芸術学部工芸デザイン学科

施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	配当年次	単位数		
				必修	選択	
教 科 及 び 関 連 の 指 導 法 的 に 関 連 す る 科 目	教 科	絵画（映像メディア表現を含む。）	表現基礎演習	1	4	
			ポートフォリオ実習	3	4	
	に	彫刻	造形基礎演習	1	4	
		デザイン（映像メディア表現を含む。）	デザイン演習（教職）	1	2	
	関 連 す る 科 目	工 芸 ※中1種取得希望者のみ	伝達方法論	2	2	
			工芸素材基礎演習1	1	4	
			工芸デザイン基礎演習1	1	4	
			工芸デザイン基礎演習2	1	4	
			プロフェッショナルスキル1	2	2	
			プロフェッショナルスキル2	2	2	
東北工芸・産業論			2	2		
事 項	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	近現代美術史	1	2		
		美術史	1～4	2	全学共通科目	
		現代美術史	2～4	2	全学共通専門科目	
目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	デザイン史	1～4	2	全学共通科目	
		美術科教育法1	2	2		
		美術科教育法2	2	2		
		美術科教育法3	3	2		
教 育 の 基 礎 的 理 解 に 関 連 す る 科 目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	美術科教育法4	3	2		
		教育原理	1	2		
		教育職員論	1	2		
		教育社会学	2～3	2		
		教育心理学	1	2		
		特別支援教育概論	2	2		
法 道 及 び 生 徒 的 指 導 に 関 連 す る 科 目	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育課程論	2～3	2		
		道徳教育指導論	3	2	中1種のみ必修	
		総合的な学習の時間の指導法	3	2		
		特別活動論	3	2		
		教育方法(情報通信技術活用の教育理論及び方法を含む)	2～3	2		
教 育 実 践 に 関 連 す る 科 目	教育指導1（生徒指導・進路指導） 教育指導2（教育相談）	教育指導1（生徒指導・進路指導）	3～4	2		
		教育指導2（教育相談）	3～4	2		
		教育実習事前事後指導（美術）	4	1		
		教育実習（美術）1	4	2		
大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教育実習（美術）2 教職実践演習	教育実習（美術）2	4	2	中1種のみ必修	
		教職実践演習（中・高）	4	2	2単位	
		障害者・高齢者の心理と福祉	1	2	中1種のみ必修	
		介護等体験事前事後指導	3	0.5		
		教育学研究1（子供の心理）	2～4	2		
		教育学研究2（障害者の病理・心理・教育）	2～4	2		
		教育学研究3（児童問題）	2～4	2		
教育学研究4（子供の学びと遊び）	1～4	2				
教育学研究5（環境教育）	2～4	2				

中一種28単位以上、高一種24単位以上

10単位以上

中一種10単位以上、高一種80単位以上

高一種35単位以上、中一種14単位以上

高一種14単位以上